

フォレスト・クリーンアップ事業実施要領

令和 7 年 5 月 12 日 森経第 178 号 林政部長通知

(総則)

- 第 1 フォレスト・クリーンアップ事業（以下「本事業」という。）の実施については、岐阜県補助金等交付規則（昭和 57 年岐阜県規則第 8 号）、岐阜県森林・林業対策事業補助金交付要綱（平成 18 年 4 月 1 日付け林第 7 号林政部長通知。以下「県交付要綱」という。）、岐阜県林政部所管補助金等確認要領（平成 18 年 4 月 1 日付け林第 65 号林政部長通知「県確認要領」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(事業内容等)

- 第 2 本事業は、マイクロプラスチック問題に鑑み、人工造林の付帯施設として設置した幼齢木保護材の撤去及び処分を支援し、森林環境の保全に資することを目的とする。
- 2 本事業は間接補助事業によるものとし、間接補助事業者は市町村とする。
- 3 事業実施主体は、撤去する幼齢木保護材の所有者である森林所有者及びその者から委託を受けた者とする。
- 4 事業内容等の詳細については別表第 1 のとおりとする。

(事業計画書の提出)

- 第 3 市町村長は、本事業を実施しようとするときは、市町村内における事業実施主体の事業計画をとりまとめた事業計画書（別記様式第 1 号）を所管農林事務所長（以下「所長」という。）に提出する。
- 2 所長は、市町村長から提出された事業計画書を審査のうえ、林政部長（以下「部長」という。）にとりまとめた事業計画書（別記様式第 1 号）を提出する。

(事業量の決定)

- 第 4 部長は、第 3 に基づき提出された事業計画書を審査し、農林事務所ごとの事業量を決定し、事業量決定後、所長に通知するものとする。
- 2 所長は、前項により事業量の決定を受けたときは、速やかに市町村長に対して事業量決定の通知を行う。

(補助金交付申請)

- 第 5 市町村長は、事業量決定の通知を受けたときは、速やかに県交付要綱第 4 条の規定に基づく補助金交付申請書（県交付要綱別記第 1 号様式）に次の書類を添えて所長に提出する。
- (1) 事業計画書（別記様式第 1 号）
- (2) 収支予算書（県交付要綱別記第 2 号様式）
- (3) 位置図
- (4) 現況写真

(補助金の交付決定)

第6 所長は、第5に基づき、市町村長から補助金交付申請書の提出があったときは、速やかに補助金の交付を決定し、次の条件を付して交付決定通知（別記様式第3号）を行わなければならない。

- (1) 補助事業に係る規則、要綱、要領、その他関係通達等に従わなければならない。
 - (2) 市町村長は、事業実施主体が、補助事業に係る施行地等について、善良な管理者の注意をもって管理するよう、指導・監督しなければならない。
 - (3) 補助金交付年度の翌年度から起算して5年以内に、施行地の全部又は一部を転用若しくは用途変更する場合（施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等を設定させた後、転用若しくは用途変更する場合を含む）は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。また、知事の承認を受けて施行地を転用又は用途変更した場合は、当該施行地につき交付を受けた補助金の全部又は一部を県に返還しなければならない。ただし、公用、公共及び天災地変その他やむを得ない事由のため前記によりがたい場合は、知事に協議することができる。
 - (4) 補助対象となる事業内容を満たさないことが判明した場合（天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。）は、当該施行地につき交付を受けた補助金相当額を県に返還すること。
 - (5) 市町村長は、この補助金の申請、交付決定通知書に関する書類を、補助金交付年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。
- 2 市町村長は、前項により所長から交付決定通知を受けたときは、事業実施主体に対して補助金の交付を決定し、その旨を通知するものとする。この場合において、県が付した条件を付すものとし、その条件が確実に遵守されるよう事業実施主体を指導するものとする。なお、事業実施主体が市町村の場合を除く。

(事業計画の変更等)

第7 市町村長は、補助金額の30%以上の増減が生じる場合には、速やかに事業計画変更承認申請書（別記様式第4号）に変更事業計画書（別記様式第1号）及び説明資料を添えて所長に提出し、所長の承認を受けなければならない。

上記に該当しない変更の場合は、変更事業計画書（別記様式第1号）及び説明資料を添えて所長に提出し、所長の指示を受けなければならない。

(実績報告)

第8 事業実施主体は、補助事業の完了後、当該市町村の定める補助金交付規則等に基づき必要な書類及び次の書類を添付して、市町村長に提出する。

- (1) 事業実績書（別記様式第1号）
- (2) 所要人工数調査票（別記様式第2号）
- (3) 施業図（縮尺千分の1から5千分の1程度の実測図とする。）（別記様式第5号）
- (4) 箇所位置図（森林計画図等に事業実施区域を明示したもの。）
- (5) 全施行地について、事業実施前、事業実施後の写真
- (6) 幼齢木保護材を法令に則り適正に廃棄処分したことを証する書類
- (7) 委託契約書等の写し（委託の場合に限る。）

2 前項により実績報告を受けた市町村長は、速やかに当該市町村の規定に基づき検査等を行う。

3 前項による検査等により適正に実施されたことを確認した市町村長は事業実施主体に対して補助金を交付した後に規則第13条の規定に基づき実績報告書（県交付要綱別記第6号様式）に次の書類を添えて所長に提出するものとする。なお、事業実施主体が市町村の場合は補助事業が完了後、規則第13条の規定に基づき実績報告書（県交付要綱別記第6号様式）に次の書類を添えて所長に提出する。

（1）事業実績書（別記様式第1号）

（2）収支決算書（県交付要綱別記第9号様式）

（3）施業図（別記様式第5号）の写し及び箇所位置図の写し

（確認）

第9 所長は、実績報告書の提出を受けたときは、県確認要領により、確認を行うものとする。

（事業の進捗報告）

第10 事業実施主体は、市町村長から事業の進捗状況について報告を求められた場合には、速やかにこれを報告しなければならない。

2 市町村長は、所長から事業の進捗について報告を求められた場合には、速やかにこれを報告しなければならない。

（成果報告）

第11 所長は、年度事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は当該年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日までに事業成果報告書（別記様式第6号）に次の書類を添付して部長に提出するものとする。

（1）事業実績書（別記様式第1号）

（2）施業図（別記様式第5号）の写し

（3）箇所位置図の写し

（補助金の精算）

第12 森林所有者から委託を受けた者が事業実施主体の場合であって、受託事業を精算する場合には、受託事業費から補助金を差し引いて精算することができる。

附則

この要領は、令和7年5月12日から施行し、令和7年度事業から適用する。

別表第 1（第 2 関連）

補助対象経費	・ 植栽木の生長に伴い不要となった幼齢木保護材や森林管理者の責によらない原因により利用不可能となった幼齢木保護材の撤去、廃棄処分に要する経費（集積、運搬等を含む） ・ 幼齢木保護材はプラスチック製であるものを対象とし、ネットタイプであるか、チューブタイプであるかは問わない。 ・ 車両運搬に係る経費は、幼齢木保護材の撤去量や道路幅員等から妥当と判断される車両による単価をもって積算した経費を対象とする。
補助要件	・ 幼齢木保護材は、令和 6 年度までに森林環境保全直接支援事業や自伐林家型地域森林整備事業等、県の補助事業である森林整備事業を活用し、人工造林の付帯施設として設置したものであること。
事業規模	・ 県の補助金額が 1 補助金交付申請あたり 5 万円以上であること。
補助金額	・ 県の補助金額は、県が別に定める単価に事業量を乗じた額の 2 分の 1（百円未満切り捨て）以内の額とする。 ・ 市町村の補助金額は、県が別に定める単価に事業量を乗じた額の 4 分の 3（百円未満切り捨て）以内の額とする。